

岐南町タウンプロモーションポスター掲示協力者募集要領

(目的)

第1条 この要領は、岐南町タウンプロモーションポスター（以下「ポスター」という。）の掲示に協力する者を募り、まちの魅力を広く発信することを目的とする。

(募集)

第2条 町は、ポスターの掲示に協力する者を SNS、ホームページその他の方法により募集する。

2 募集期間は町長が別に定める。

3 前項の規定にかかわらず、町長は、ポスターの残数その他の事情により、募集期間を延長し、又は募集期間内に募集を終了することができる。

(応募要件)

第3条 前条の募集に応募することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 事業を営む個人又は法人その他の団体 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 事業所、店舗その他の事業活動の拠点を有すること。

イ 商工会又は商工会議所の会員であること。

(2) 事業を営まない個人 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 現に町内に住所を有し、又は町内に通勤し、若しくは通学していること。

イ 過去に町内に住所を有し、又は町内に通勤し、若しくは通学した経験を有すること。

ウ 町が主催する事業に参画した経験を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、当該者（当該者が法人その他の団体にあつては、その代表者、役員その他経営に実質的に関与する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合は、前条の募集に応募することができない。

(ポスターの交付)

第4条 町長は、前条第1項に規定する応募があつたときは、この要領の規定やポスターの残数、地域バランス等を踏まえ、ポスターを交付するかどうかを決定する。

2 町長は、前項の決定を受けた者に対し、ポスターを無償で交付する。

3 ポスターの交付枚数は1者当たり1枚とする。

(ポスターの掲示)

第5条 ポスターの交付を受けた者(以下「協力者」という。)は、交付を受けたポスターを、協力者が掲示について必要な権限を有しており、多数の者の目に触れやすく、屋内又は風雨の影響を受けない場所に掲示するものとする。

2 ポスターは、原則として6月以上掲示するものとする。

3 協力者は、ポスターを掲示した後速やかに、掲示状況が分かる写真1枚を電子メールその他町長が指定する方法により町長へ提出するものとする。

4 協力者は、掲示期間終了後、ポスターを自らの責任において適切に処分するものとする。

(費用負担)

第6条 ポスターの維持管理及び撤去に要する費用は、協力者の負担とする。

(遵守事項)

第7条 協力者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 町の信用又は品位を害しないこと。
- (2) 宗教的行事、政治活動等のために使用しないこと。
- (3) 法令又は公序良俗に反しないこと。
- (4) ポスターを第三者へ譲渡又は貸与しないこと。

(免責)

第8条 ポスターの掲示に起因して協力者又は第三者に損害が生じた場合、町はその責任を負わない。

(使用の中止)

第9条 町長は、この要領の規定に違反したと認めるときは、ポスターの掲示の中止を求めることができる。

2 前項の求めを受けた協力者は、速やかにポスターを町長へ返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年11月1日から施行する。